○国土交通省告示第七百十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第六項及び第九十六条の二第三項並びに航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第二項及び第三項（航空法第九十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第一

航空交通管制圏の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
北九州管制圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、中部空港事務所）	22時15分から翌日の７時45分まで

別表第二

航空交通情報圏の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
（略）	（略）	（略）
利尻情報圏	新千歳空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、東京空港事務所）	９時から17時まで
紋別情報圏	新千歳空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、仙台空港事務所）	９時から17時まで
中標津情報圏	新千歳空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、東京空港事務所）	８時30分から18時30分まで
大館能代情報圏	仙台空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、東京空港事務所）	８時から19時30分まで
（略）	（略）	（略）

改正前

別表第一

航空交通管制圏の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
北九州管制圏	福岡空港事務所	22時15分から翌日の７時45分まで

別表第二

航空交通情報圏の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
（略）	（略）	（略）
利尻情報圏	新千歳空港事務所	９時から17時まで
紋別情報圏	新千歳空港事務所	９時から17時まで
中標津情報圏	新千歳空港事務所	８時30分から18時30分まで
大館能代情報圏	仙台空港事務所	８時から19時30分まで
（略）	（略）	（略）